

第 6 0 号議案

中野区組織条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出します。

平成 2 9 年 1 1 月 2 8 日

提出者 中野区長 田 中 大 輔

(提案理由)

地域まちづくり推進部を設置するとともに、都市政策推進室及び都市基盤部の事務分掌を改める必要がある。

中野区組織条例の一部を改正する条例

中野区組織条例（昭和40年中野区条例第1号）の一部を次のように改正する。

第1条中 「環境部
都市基盤部」 を 「環境部
地域まちづくり推進部
都市基盤部」 に改める。

第2条都市政策推進室の項中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とし、同条環境部の項の次に次の1項を加える。

地域まちづくり推進部

- (1) 地域まちづくりに関すること。
- (2) 西武新宿線沿線まちづくりに関すること。
- (3) 部の予算、人事及び組織に関すること。

第2条都市基盤部の項第2号を削り、同項第3号中「都市政策推進室」の次に「及び地域まちづくり推進部」を加え、同号を同項第2号とし、同項第4号中「都市政策推進室」の次に「及び地域まちづくり推進部」を加え、同号を同項第3号とし、同項中第5号を第4号とし、第6号を第5号とし、第7号を第6号とする。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。